

「OCN 光 with フレッツ」利用規約【現改比較表】 2023年6月28日現在

～2023年6月30日

2023年7月1日～

第1章 (略)

第2章

第6条～第16条 (略)

(最低利用期間)

第17条 本サービスには、最低利用期間があります。

2～3 (略)

4 契約者は、最低利用期間内に本契約の解除があった場合は、以下の料金を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

ア 料金表 第1表 (料金) に規定するタイプ1の場合

違約金 5,000円 (不課税)

イ 料金表 第1表 (料金) に規定するタイプ2の場合

違約金 8,000円 (不課税)

ただし、次の場合はこの限りではありません。

- (1) 第13条 (契約者が行う契約の解除) の第2項に規定する初期契約解除があったとき
- (2) タイプ1からOCN 光「フレッツ」 (最低利用期間あり) への変更があったとき
- (3) OCN 光又はOCN for [ドコモ光](#)へ変更したとき
- (4) 違約金を請求しないと当社が判断したとき

なお、契約者が(2)の変更を行った場合の最低利用期間は、現在の最低利用期間の起算を引き継ぎます。

第1章 (略)

第2章

第6条～第16条 (略)

(最低利用期間)

第17条 本サービスには、最低利用期間があります。

2～3 (略)

4 契約者は、最低利用期間内に本契約の解除があった場合は、以下の料金を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

ア 料金表 第1表 (料金) に規定するタイプ1の場合

違約金 5,000円 (不課税)

イ 料金表 第1表 (料金) に規定するタイプ2の場合

違約金 8,000円 (不課税)

ただし、次の場合はこの限りではありません。

- (1) 第13条 (契約者が行う契約の解除) の第2項に規定する初期契約解除があったとき
- (2) タイプ1からOCN 光「フレッツ」 (最低利用期間あり) への変更があったとき
- (3) [OCN インターネット](#)へ変更したとき
- (4) 違約金を請求しないと当社が判断したとき

なお、契約者が(2)の変更を行った場合の最低利用期間は、現在の最低利用期間の起算を引き継ぎます。

～2023年6月30日

2023年7月1日～

料金表

通則 (略)

第1表 料金

1. 適用

区 分	内 容				
(1)～(3)	(略)				
(4) 定期利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	ア～イ (略)				
	<p>ウ 契約者は、定期利用期間満了の翌月および翌々月以外の定期利用の解除、定期利用期間に係る本サービスの解除があったときは、次の場合を除き、当社が定める期日までに違約金として同表に規定する額を支払っていただきます。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) OCN for ドコモ光へ変更したとき</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <table border="1" data-bbox="443 1294 1032 1417"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>違約金 (不課税)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	違約金 (不課税)	(略)	(略)
区分	違約金 (不課税)				
(略)	(略)				

料金表

通則 (略)

第1表 料金

1. 適用

区 分	内 容				
(1)～(3)	(略)				
(4) 定期利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	ア～イ (略)				
	<p>ウ 契約者は、定期利用期間満了の翌月および翌々月以外の定期利用の解除、定期利用期間に係る本サービスの解除があったときは、次の場合を除き、当社が定める期日までに違約金として同表に規定する額を支払っていただきます。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) OCN インターネットへ変更したとき</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <table border="1" data-bbox="1464 1294 2054 1417"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>違約金 (不課税)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	違約金 (不課税)	(略)	(略)
区分	違約金 (不課税)				
(略)	(略)				

～2023年6月30日	2023年7月1日～
2 (略)	2 (略) 附則（令和5年6月16日 レパN第009600000752-01号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。